

## 随意契約結果表

所 属	山梨県総務部市町村課
契約日	令和4年6月24日
契約業者名	株式会社サンニチ印刷
品 名	参議院山梨選挙区選出議員選挙公報 参議院比例代表選出議員選挙公報
契約金額 (税込み)	11,483,505円
随意契約理由	<p>公職選挙法第167条第1項及び第2項の規定により、都道府県選挙管理委員会が選挙公報を発行し、同法第170条の規定により、選挙期日の2日前までに各世帯に配布しなければならないこととなっている。選挙公報の原稿が各候補者（選挙区）及び名簿届出政党等（比例代表）から提出されるのは、立候補の受付日（公示日・6月22日）及びその翌日であり、選挙公報の紙面数等の発注規格は、選挙公報への掲載の届出をした立候補者の数及び名簿届出政党等の数により変わってくるため、それらの情報が確定するのは公示日の翌日（6月23日）である。</p> <p>一方で、選挙公報は、選挙期日（7月10日）の2日前までに各世帯へ配布しなければならない。このため、配布に要する期間も考慮すると納期は6月28日とせざるを得ない。</p> <p>したがって、発注規格が確定以降、極めて短い期間に正確かつ大量の印刷を行う必要があり、土日及び夜間の作業も必要となる。</p> <p>以上から、納期の都合上、入札を実施している暇がないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規程により、過去の実績から選挙公報の印刷業務に精通し、確実に納品できる者である（株）サンニチ印刷と随意契約することとし、財務規則第137条第3項の特別の理由がある場合に該当するため、見積合わせを省略した。</p>

随意契約の根拠  
法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号